

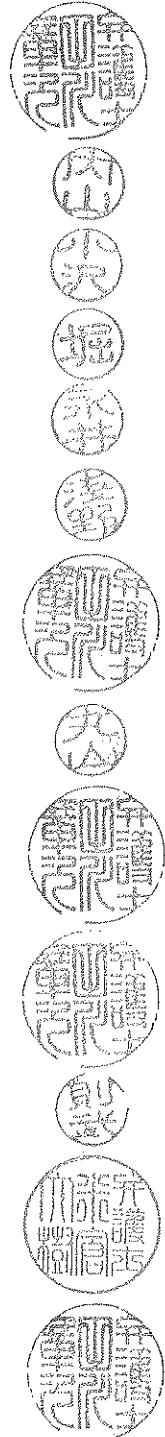
平成 25 年（行ウ）第 10 号 損害賠償等請求事件（住民訴訟）
原 告 河濱盛正ら 外 44 名
被 告 山口県知事

第 7 準備書面

2014（平成 26）年 12 月 12 日

山口地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士	田 川 章 次
同 訴訟代理人弁護士	内 山 新 吾
同 訴訟代理人弁護士	小 沢 秀 造
同 訴訟代理人弁護士	堀 良 一
同 訴訟代理人弁護士	永 井 光 弘
同 訴訟代理人弁護士	浅 野 正 富
同 訴訟代理人弁護士	嶋 田 久 夫
同 訴訟代理人弁護士	丸 山 明 子
同 訴訟代理人弁護士	仁 比 聰 平
同 訴訟代理人弁護士	石 口 俊 一
同 訴訟代理人弁護士	則 武 透
同 訴訟代理人弁護士	米 倉 大 樹
同 訴訟代理人弁護士	内 山 傑 史



第1 村岡による判断留保に係る住民監査請求の実施

本件監査請求と村岡に係る4号請求との間に同一性が認められるべきであることは、既に述べたとおりである（原告第5準備書面第2：3頁ないし5頁、原告第6準備書面第1・1：2頁ないし4頁）。

仮に同一性を欠いたとしても、訴訟係属中に住民監査請求がされ、結果通知があれば、瑕疵が治癒される（関哲夫『住民訴訟』281頁（勁草書房、新版、1997）、岡口基一『要件事実マニュアル第4巻』347頁（ぎょうせい、第3版、2011））。原告ら45名全員、12月3日付けで、村岡による留保期間中における本件各支出及び本件公有水面の管理の懈怠についての住民監査請求をした（甲50）。結果の通知があり次第、証拠として提出する予定である。

第2 原告らは、本件監査請求段階から、本件許可申請がなされた平成24年10月5日以降の審査に伴う支出の違法性を追求していること

監査結果通知書において、請求の要旨(1)は、「標準処理期間経過後の平成25年2月27日以降の埋立免許事務に直接携わった職員等の審査に伴う人件費や用紙代等の支出は、また違法な支出であり、山口県が損害を被っているので、補填するために必要な措置を請求する」ものと理解されている（甲4：4頁下から9行目）。

しかし、原告らは、監査請求段階から本件許可申請の審査に通常要する合理的期間経過後の審査に伴う支出の違法性を問題にしている（甲51）のであり、標準処理期間を経過した平成25年2月27日以降の違法性のみを問題としているのではない。本件許可申請当時、平成23年3月11日の福島第一原発事故により、原発の新設はまったく見通しが立たない状況にあった。かかる状況下において、中国電力株式会社は、本件許可申請書の記載事項である運用基準（甲7）に該当する事実を明確に記載することなどできないはずであり、曖昧に

記載するか、虚偽の事実を記載するかのいずれかでしかありえない。このような記載では適法な申請とは認められないから、当時山口県知事の職にあった山本は、申請後直ちに却下すべきであった。もしくは、これらの記載が正当理由の基準に合致しないとして不許可とすべきであった（原告第1準備書面：6頁）。

したがって、原告らの合理的な意思解釈として、請求の要旨(1)には、本件許可申請がなされた平成24年10月5日以降の審査に伴う支出の違法性を追求する趣旨が含まれているというべきである。

以上